

令和8年度（2026年度）水俣・芦北地域環境フィールド  
ミュージアム・コーディネーター等設置事業業務委託  
企画提案募集要領

熊本県企画振興部地域振興・世界遺産推進局

地域振興課県央・県南班

担 当：大塚

住 所：〒862-8570

熊本県熊本市中央区水前寺六丁目 18-1

TEL : 096-333-2180

E-mail : ootsuka-s-dt@pref.kumamoto.lg.jp

## 1 業務の目的

平成18年度（2006年度）から、第4次水俣・芦北地域振興計画の重点施策に掲げる事業として、水俣・芦北地域全体を「環境をテーマとしたミュージアム」として位置づけ、地域資源の磨き上げ、環境に関する先進的事例や水俣病の教訓と伝承の発信、それらに必要とされる人材育成などを一体的に実施し、交流人口の拡大と「水俣病を教訓に環境先進地として発展する地域」という地域イメージを国内外に発信する取組みを行った。

平成23年度（2011年度）からは、第5、6次水俣・芦北地域振興計画の重点施策の一つとして、「地域主導による事業の推進」を目指し、総合コーディネーターを設置し、環境学習旅行等の誘致活動の拡充やガイドの増加と専門化、必要とされる人材育成や受入れ体制の整備、地域資源の磨き上げによる環境学習コンテンツやお土産品の開発などの取組みを展開してきた。その結果、環境学習プログラムの充実やガイド技術の向上等、環境学習旅行の受入れ基盤の強化が図られた。

一方で、修学旅行や企業研修の意義・目的や活動内容の多様化が進んでいくことが考えられることから、環境学習旅行者の増加に向け、水俣・芦北地域へ人を呼び込む仕組みづくりを行う必要がある。

このため、本事業については、第8次水俣・芦北地域振興計画の重点施策「未来へつなぐ水俣病からの学び」の取組みとして位置づけ、地域に人を呼び込む仕組みづくりを行うコーディネーターを設置し、新しい学びの時代に即した環境学習旅行・企業研修の誘致活動、地域に必要とされる人材育成や受入れ体制の整備等を行い、水俣病の教訓発信と環境の先進地としての情報発信を通じて、当地域への関心を高め、訪問者（学習者）の増加につなげる取組みを実施する。

## 2 委託業務名

令和8年度（2026年度）水俣・芦北地域環境フィールドミュージアム・コーディネーター等設置事業

## 3 業務の履行期間

契約締結の日から令和9年（2027年）3月19日（金）まで

## 4 業務委託内容

本業務の委託内容は、以下（1）～（5）に掲げるとおりとする。

### （1）地域への関心を高める誘致事業

<目的>

水俣・芦北地域への関心を高め、地域外からの誘客を図る。

<内容>

①地域外の学校・企業・旅行会社への出張授業・出張勉強会

- (ア) 地域外の学校・企業・旅行会社へ講師を派遣し、水俣病の教訓発信や環境の先進地としての取り組み等、環境学習にかかるテーマで出張授業を行う。
- (イ) 学校・企業・旅行会社側の要望に合わせて、当地域での教育旅行・企業研修の学習効果を深めるための講師を派遣し、事前・事後学習の支援を行う。

※実施内容、実施地域、実施回数等を提案のうえ、必要な経費の全てを含めること。

②環境学習旅行の事前視察の受入

誘致を強化したい地域（関東、関西、中国・四国、九州・沖縄）を中心に行う。

※実施内容、実施地域、実施回数等を提案のうえ、必要な経費の全てを含めること。

③パンフレット等の作成

環境学習旅行向けのパンフレットや誘致事業等に必要なりフレット等を作成し、関係者に配布する。

※構成案及び作成部数等を提案し、デザイン、印刷費用、送料等全てを含めること。

(2) 地域内の人材育成事業

<目的>

地域内のガイド技術向上や将来のガイド育成につなげる。

<内容>

①水俣・芦北フィールドパートナー（環境学習旅行の総合的なガイド）として活動する地域住民を中心に、環境学習のガイド技術の維持・向上を目的とした育成講座の開催

- (ア) これまで活動してきたフィールドパートナーを対象に行う。
- (イ) 4回以上開催する。

②地域の振興に貢献する人材育成の素地を養うため、地域の小中学校で出前講座の実施

(ア) 4回以上実施する。

(3) 環境学習コンテンツレベルアップ事業

<目的>

環境学習サービスの向上及び地域が継続して環境学習旅行を受け入れる協力体制を築く。

<内容>

① 地域の環境学習サービス向上を目的とした環境学習コンテンツの拡充を図る講座の開催

(ア) 2回以上行う(各10名程度)。

②環境学習旅行の受入に関する課題や新たな取組みを行う協力体制を築くことを目的とした会議の開催

(ア) 4回以上行う。

(イ) 幅広い環境学習旅行関係者を集める(各10名程度)。

(4) コーディネーターの設置

上記(1)から(3)を遂行する適正なコーディネーターを配置提案すること。

(5) 報告書の作成

上記(1)から(4)を取りまとめた報告書を3部作成し、併せてデータを保存した電子媒体(CD等)を3部作成すること。

## 5 業務進捗報告及び完了報告

(1) 県は必要に応じて、受託者に対し業務の進捗状況に関する報告を求めることができる。

(2) 受託者は、業務完了後、本事業の業務完了報告書を作成し、委託業務履行期限の日までに知事宛てに報告すること。

## 6 委託料について

委託契約の対象経費は、事業の実施に直接必要となる経費(人件費、謝金、旅費、役務費、会議費、需用費、賃借料等)及び一般管理費とする。

備品購入など、受託者の財産取得となる経費は原則として認めない。機材等の場合、事業期間内のリース料は認める。

なお、本事業の経理を明確にするため、受託者は他の経理と明確に区分して会計処理を行うこと。また、必要に応じ県が関係書類の提出を求めた場合は提供すること。

## 7 著作権等

- (1) 委託業務により作成した成果物の著作権及び画像の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）は、熊本県に帰属するものとし、今後の県の取組み等にも利用することができるものとする。
- (2) 本業務により作成するすべての成果物については、第三者（受託者以外の者）が所有する素材を用いる場合には、受託者により著作権処理等を行うこととする。
- (3) 受託者は、成果物が第三者の著作権や肖像権等の権利を侵害しないことを保証し、第三者から成果物に関し権利侵害を主張された場合の一切の責任は、受託者が負うものとする。

## 8 その他業務遂行等に関する留意事項

- (1) 本業務の実施に必要な会場使用料や運営費、関係者との連絡調整、参加者の募集及び申込みの受付、事前の広報活動や事業の効果検証、資料作成など本業務の遂行に必要な経費を委託費に含めるものとし、受託者において支払いを行うこと。
- (2) 業務の進捗管理等を行う業務責任者を配置すること。
- (3) 受託者は、県の指示に誠意をもって適正に対応するとともに、業務の実施に際し、不明な点が生じた場合は、その都度県と協議を行い、業務の円滑な実施に努めること。
- (4) 本業務の遂行に当たっては、関係する法令等を遵守すること。
- (5) 本業務の遂行に当たって、中立的立場を保ち、業務上知り得た秘密を他に漏らさないこと。
- (6) 当該業務により県から受託者に提供した資料等は外部に流出しないよう取り扱いに留意するとともに、県の許可なく第三者に提供しないこと。
- (7) 原則として、本業務に係る全部を第三者に再委託しないこと。ただし、合理的に必要な範囲で本業務に係る一部を再委託することは妨げない。
- (8) 本書の解釈に疑義が生じた事項及び本書に明記していない事項については、委託者と協議すること。

## 9 企画コンペ参加資格

本企画コンペに参加できる者は、以下の条件を全て満たす者とします。

- (1) 民間企業、シルバー人材センター、NPO法人、その他の法人又は法人以外の団体等であって委託事業を的確に遂行するに足る能力を有する者。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札参加者の資格）の規定に該当しない者であること。
- (3) 次のいずれにも該当しない者であること。
  - ① 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項の規定による再生手続き開始の申立をした者又は同条第2項の規定による再生手続き開始の申立をされた者。
  - ② 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項の規定による更生手続き開始の申立をされた者。
  - ③ 県から指名停止の処分を受けている者。
- (4) 消費税及び地方消費税並びに都道府県税において未納がない者。
- (5) 宗教活動や政治活動を活動目的としていないこと。
- (6) 暴力団又は暴力団員若しくはその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む）の統制化にないこと。

## 10 スケジュール（予定）

- 令和8年（2026年）4月 8日（水） 募集開始
- 令和8年（2026年）4月14日（火） 質問票提出期限（17時必着）
- 令和8年（2026年）4月14日（火） エントリーシート提出期限（17時必着）
- 令和8年（2026年）4月21日（火） 企画提案書提出期限（17時必着）
- 令和8年（2026年）4月24日（金） 審査会実施
- 令和8年（2026年）4月下旬～ 委託先決定・契約・事業開始
- 令和9年（2027年）3月19日（金） 業務完了報告書提出期限

## 11 応募手続きについて

本企画コンペに参加希望する者は、（1）の提出期限までにエントリーシート及び関係書類を提出した上で、（2）の提出期限までに企画提案書等を提出すること。

### (1) エントリーシート提出期限

**令和8年（2026年）4月14日（火）17時 必着**

※ 消印有効ではないので注意すること

### <提出書類>

- ① 企画コンペエントリーシート … 1部
- ② 誓約書（様式1） … 1部
- ③ 定款の写し … 1部
- ④ 履歴事項全部証明書 … 1部
- ⑤ 直前1事業年度の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類する書類 … 1部
- ⑥ 納税証明書（消費税及び地方消費税の未納がないことの証明並びに熊本県税に未納がないことの証明） … 1部
- ⑦ 提出者の概要（会社概要等）がわかる資料 … 1部

※熊本県の業務委託契約等入札参加資格者名簿に登録されている者は、③～⑥までを省略することができるが、資格審査結果通知書の写しを提出すること。

### <提出方法>

持参、メール又は郵送

（メール又は郵送の場合は必ず事前に電話にて連絡すること）

## （2）企画提案書等提出期限

**令和8年（2026年）4月21日（火）17時 必着**

※ 消印有効ではないので注意すること

### <提出書類>

- ① 企画提案書（様式2） … 正1部、副4部
- ② 事業者の取り組みに関する申出書（様式3）及び添付書類 … 1部

※企画提案書については、以下の点を明記すること。

#### ①本事業の実施に関する企画提案

- ・「4 業務委託内容」に記載の（1）～（3）の業務について、それぞれ実施しようとする内容を、実施プロセスを含め提案すること。
- ・配置するコーディネーターの経歴及び実績について、類似分野における過去の事業実績（直近のものから、事業実施年度及び発注者を記載すること。）

#### ②本事業の実施体制

- ・業務責任者、担当者、担当業務、経歴を明記すること。

③業務スケジュール

④参考見積書

- ・算出基礎を明記すること。

<提出方法>

持参、メール又は郵送

(メール又は郵送の場合は必ず事前に電話にて連絡すること)

(3) 質問について

- ・質問がある場合は、別添質問票により令和8年(2026年)4月14日(火)17時までに、電子メールにて提出すること。
- ・回答については個別に行うが、公表しないと審査の公平性が保てないと判断されるものについては、熊本県ホームページにて公表する。

(4) 応募にかかる注意事項

- ・企画提案書(様式2)は、A4版(縦横問わず)又はA3版(横のみ)で記載すること。また、必要に応じて、詳細資料に絵、図を用いて分かりやすい記載に留意いただきたい。
- ・応募に要する全ての費用は、提案者の負担とする。
- ・提出書類は返却しない。
- ・提出された書類は、本業務受託者の選定を行う作業に必要な範囲において、複写することがある(県庁内及び審査会での使用に限る)。
- ・提出された企画提案書は、熊本県情報公開条例に基づく開示請求があった場合、対象文書として原則、開示する。

なお、事業を営む上で、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は、同条例第7条第3号アの規定により非開示とする。その場合、開示・非開示の判断は、同条例に基づき県が客観的に判断を行う。

- ・企画提案の内容については、提案者の承諾なしに利用することはありません。
- ・企画提案書提出後に辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届(任意様式)を提出すること。
- ・この応募に参加した者が、業務委託に係る競争入札等参加停止を受けることになった場合は、審査対象としない、又は契約の締結を行わないことがある。

## 12 委託先の選定等について

### (1) 審査方法

- ・ 地域振興課内に審査会を設置する。
- ・ 提出された企画提案書等について、次の日程で開催する審査会で(2)審査基準に基づき書面審査を行い、採用案を決定する。また、企画提案書提出期限以降の新たな資料の提出は認めない。

**実施日：令和8年(2026年)4月24日(金) 予定**

- ・ 審査会においては、委託候補者と次点者を選定する。
- ・ 参加事業者が1者の場合は、全ての審査員が合計評点を60点以上と評価した場合に、当該参加者を契約相手先候補者とする。

### (2) 審査基準

審査会では、次の選定基準に基づき審査し、委託候補者と次点者を決定する。

審査基準 (全100点)		点数
1 企画 内容	委託内容の理解について	計65
	① 誘致活動の内容について、当地域の環境学習の周知・理解を図り、受入数の増加につながることを期待できるか。 【必須記載事項：地域への関心を高める誘致事業の実施方法】	15
	② 人材育成の内容について、地域のガイド技術向上や将来のガイド育成につながることを期待できるか。 【必須記載事項：地域内の人材育成事業の実施方法】	15
	③ 環境学習コンテンツレベルアップの内容について、コンテンツの拡充と、環境学習サービスの向上が期待できるか。 また、地域が継続して環境学習旅行を受け入れる協力体制の構築が期待できるか。 【必須記載事項：環境学習コンテンツレベルアップ事業の実施方法】	15
	④ 適正なコーディネーターの配置を検討しているか。(これまでの経歴、資格等の観点から、地域外に向けて環境学習旅行の学習効果等を効果的にPRし、地域の総合的なガイドの育成や環境学習サービスの向上、地域が自立して環境学習旅行を受け入れる協力体制の構築等を行い、地域に人を呼び込む仕組みづくりが可能な人材か) 【必須記載事項：コーディネーターの経歴・実績】	20
2 実施 体制	実施体制・業務スケジュールについて	計15
	① 十分な事業実施体制を確立できているか。 【必須記載事項：業務責任者、担当者、担当業務、経歴】	10
	② 作業スケジュールは妥当か。 【必須記載事項：業務スケジュール】	5

3 そ の 他	書類作成能力・事業実績等について	計 15
	① 提案書の作り方から見て、記録や報告書作成等を行う能力は十分か。	5
	② 類似分野における過去の事業実績はあるか。 【必須記載事項：類似分野における過去の事業実績（事業実施年度及び実施内容）】	5
	③ 見積金額は、提案内容から見て妥当か。 【必須記載事項：算出基礎】	5
4 事 業 者 の 取 組	事業者の取組みについて	計 5 点
	① 熊本県ブライト企業の認定を受けているか。	5
	② 障害者支援施設等からの物品及び役務の調達実績（当該年度又は前年度）があるか。	
	③ 協力雇用主登録制度に登録しているか。	
	④ 事業活動温暖化計画書制度の対象事業者（義務及び任意）、エコアクション 21 の認証、RE100 の参加、再エネ 100 宣言 RE Action の参加、又は森林吸収量認証書の交付実績（当該年度又は前年度）があるか。	
	⑤ 熊本県渋滞対策パートナー登録制度に登録しているか。	
	⑥ 熊本県SDGs登録制度に登録しているか。	
⑦ パートナーシップ構築宣言をポータルサイトに登録しているか。		
<b>合計評価点 100 点</b>		

※「事業者の取組」に係る評価の基準日は、公告日（令和8年4月8日）とする。

### （3）結果通知

選考結果は、応募者全員にメールで通知する。

### （4）契約方法

委託候補者と県は、企画提案の内容を基に、業務の履行に必要な具体的な協議・調整を行い、協議等が整ったときには委託契約の仕様書を作成の上、契約を締結する。協議等が整わない場合は、次点者に選定された者が、改めて県と協議等を行うこととする。

## (5) 契約保証金

契約に際しては、熊本県会計規則により契約金額の100分の10以上の契約保証金を納めることとする。

契約保証金の納入に関しては、県から納入通知書を発行するので、支払期限までに金融機関等に払い込むこと。

ただし、熊本県会計規則第78条に該当する場合、契約保証金は免除する。

## 13 予算額

### (1) 予算額

委託契約に係る予算額は、7,992千円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とする。

ただし、この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、企画内容の規模を示すためのものであることに留意されたい。